

2020年度以降の新しい家庭医療専門研修プログラムの対応について

2018年度に開始された一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムと関連して、2020年度以降の新しい家庭医療専門研修プログラムについて、以下のように対応させていただきます。該当する専攻医と、プログラム責任者におかれましては、遅滞なきようご申請いただければ幸いです。

1. **2018年度、2019年度研修開始の総合診療・家庭医療専攻医の移行措置**：専門医・認定医認定制度要綱附則第21条により、プログラム責任者が、専攻医の家庭医療後期研修プログラムまたは総合診療専門研修プログラムでの研修履歴を記載した書類を本学会に提出し、本学会による審査で新制度の家庭医療専門研修プログラムの基準相当であると認められた場合、2018年度および2019年度の研修歴を新制度の家庭医療専門研修プログラムの研修歴として認めます。

なお、移行措置は2020年4月時点でを行うとアナウンスしておりましたが、総合診療専門研修プログラムを持つ一部研修施設においては新家庭医療専門研修プログラムを申請できていない場合もあることから、2019年度に研修を開始した専攻医に限り、2021年4月時点での申請も受け付けることになりましたので、併せてお知らせします。

2. **既卒者（2017年以前の臨床研修修了者）に対する新家庭医療専門研修制度**：専門医・認定医認定制度要綱附則第23条により、2017年以前に臨床研修を修了した者は、一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門医を取得しなくても新制度の家庭医療専門研修を行い、これを修了すれば家庭医療専門医の認定審査を受けることができます。ただし、新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する細則附則第3条により、内科12カ月以上、小児科3カ月以上、救急科3カ月以上からなる領域別研修も行わなければなりませんので、これらを含めた個別の研修計画書を理事長に提出し承認を受けなければ、新制度の家庭医療専門研修開始登録が行えない点にご留意ください。

3. **家庭医療後期研修プログラム（ver1.0、ver2.0）の廃止**：専門医・認定医認定制度要綱附則第24条により、いわゆるver1.0は2023年3月末、ver2.0は2024年3月末にそれぞれ廃止予定となりました。現在、いずれかのプログラムにて研修中の専攻医、あるいは研修を中断中の専攻医の皆さまにおかれましては、この点についてご理解の上、研修を進め、修了後の専門医試験を受験してください。

なお、何らかの理由により、これらの期間中に修了できなさそうではあるものの、家庭医療専門医の受験を希望する者につきましては、それぞれのプログラムが廃止された後に、それまでの研修内容を勘案した上で、新たな家庭医療専門研修プログラムの修

了認定ができる経路も設けたいと考えております。この点につきましては、個々に学会事務局へのご質問をいただければ幸いです。

以上